

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市豊科社会就労センター

- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 平林 栄司

- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市穂高社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市三郷社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 123 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市明科社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 平林 栄司
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷総合営農センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷明盛 3344 番地 2

中萱営農組合

組合長 宮澤 貞仁

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷堆肥センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 4906 番地 6

株式会社 三郷農業振興公社

代表取締役 中山 栄樹

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市自然体験交流センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市明科中川手 2455 番地

「せせらぎ」を愛する会

代表者 土肥 三夫

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科交流学習センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘